

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社に技能実習生として雇用され、工具を使用した廃品の破壊作業や破壊した部品の分別作業などに従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、廃品のブラウン管テレビをハンマーで破壊（以下「本件作業」という。）した際に発生した大きな音により突然左耳が聞こえなくなったとしている。さらに立ちくらみやめまいの症状も出現し、翌日になっても症状が改善しなかったため、C病院に受診し「メニエール症候群」と診断されたが、専門医への受診を指示されたので、同月〇日D耳鼻咽喉科に受診したところ「左突発性難聴」（以下、「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、著しい騒音を発する場所における業務により本件疾病を発症した旨、主張するので、以下、検討する。

(2) 「著しい騒音」とは、長期間ばく露されているうちに聴力低下が徐々に進行、又は突発的に若しくは数十時間のうちに急速に聴力低下が起こるような騒音をいうとされている。また、爆発などの強大な音響によって瞬時に聴力が低下する場合もあり、災害性難聴といわれている。

(3) 請求人においては、一定の騒音にばく露される業務を行っていたことは認められるものの、本件疾病発症時における請求人の現業務従事期間は、約5か月であり、判断の要件に定める著しい騒音にばく露される業務に長期間（おおむね5年又はこれを超える期間）引き続き従事した後に発生したものであるとの条件に合致しない。また、E医師が作成した平成〇年〇月〇日付け意見書にあるように、一瞬で難聴になる音量（強大音）は100～130dBの音響とされているが、決定書理由第2の2の（2）のアからウに説示するように、請求人らが主張する災害発生状況を裏付ける証言は認められない。

(4) E医師は上記意見書において要旨、発症後数日してから治療したにもかかわらず、請求人の聴力がある程度回復していることから、音響外傷による難聴と考えるのは不自然であると述べており、また、同医師は、平成〇年〇月〇日作成の相談記録において、本件作業による音響外傷が原因であれば、両耳を負傷するのではないかと指摘している。

以上みたごとく、業務上において強大音が発生したことを示す客観的証拠は

- 認められず、医学的にも音響外傷と確定診断しうる根拠が認められないことから、業務に起因して音響外傷あるいは災害性難聴に罹患したとは認められない。
- (5) 請求人の難聴は、突然片側性に出現し、副腎皮質ホルモン薬の注射を主とする治療により一定程度の回復が認められ、F医師、E医師いずれも認めているように医学的には本件疾病である可能性が高い。本件疾病の原因は明らかになっておらず、したがって業務に起因するとは認められない。
- (6) なお、上記2で示したF医師の症状所見書における見解は、一般論を述べたものと考えられ、それらの見解が請求人に該当するとの根拠は認められない。
- 3 以上のとおりであるので、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。